

イギリスにおける動態的国際秩序思考(1)

——ブライアリとカー——

西 平 等

目 次

はじめに

1. ブライアリの国際法構想

(1) 国際関係における法の領域

(2) 平和的変更論に対する評価

2. 連盟体制末期における平和的変更論 (以上, 本号)

3. カーの国際秩序構想

結 論

はじめに

すでにドイツ語圏を中心とする国際法思想における動態的秩序構想については考察を行った¹⁾。そこでは、勢力関係の変動に伴い、国際法の status quo と勢力状況との間に乖離が生じた場合に、法の変更をめぐる国家間対立が生じ、それが裁判による紛争解決の限界をなす、という動態的紛争論について、モーゲンソーの政治的紛争論を主な素材として検討した。それを通じ、法の基盤としての政治的諸関係への考察を包含する動態的国際法構想という文脈のなかで、当時の最新の学問である労働法学の影響を受けつつ、国際政治学的思考が形づくられていったことを明らかにした。そのような視角が、モーゲンソーと並んで国際政治学の創始者に数えられる E. H. カーの思想にも当てはまることを確認するのが、本稿の目的である。

1) 西平等「連盟期の国際法秩序構想におけるモーゲンソー政治的紛争論の意義(1)～(4・完)」『関西大学法学論集』65巻6号・66巻1号・66巻2号・66巻4号(いずれも2016年)。

すでに折に触れて述べてきたとおり、動態的紛争論は、必ずしもドイツ語圏に限られた考え方ではなく、イギリスのブライアリやウィリアムズも明確に動態的紛争論に親和的な議論を展開している²⁾。そのようなイギリスの動態的紛争論は、大陸の議論から隔絶して論じられてわけではなく、英・独の思想の相互的な影響関係も存在したようである。とくに、ドイツ語圏の国際法学において動態的紛争論を主導していたシントラー³⁾と、戦間期のイギリスを代表する国際法学者のひとりであるブライアリとは、互いの思想を高く評価し合っていた。

ブライアリの著書『国際法の展望』(1944年)⁴⁾のドイツ語訳が、1947年にチューリヒで出版された⁵⁾際、シントラーがそこに序文を寄せている。シントラーは、社会的諸関係における法の現実的機能を認識しようとする法社会学的関心を共有している点において、ブライアリに共感を示し、その業績を高く評価する。すなわち、「条約と慣習に表現された実定法」を記述し、体系化することにのみとらわれて、法がいかに機能しているかを顧みない実証主義的方法とは異なり、ブライアリは、「ときに法の作用を促進し、ときに阻害するところの、法の外部にある多様な社会的諸力を認識すること」を重視している、というのである⁶⁾。また、ブライアリが、変動してゆく社会的諸関係に法規を適応させる必要から、国際法における「平和的変更」という難問に取り組んでいることにも肯定的な言及がなされている⁷⁾。

すでに1920年代より、シントラーは、ブライアリの論文に注目していた。十分な実力を持った集団どうしが望ましい法的関係の設定をめぐる争点において、労使紛争と国際紛争を類比的に把握する論文「生成する法——国際法と

2) 同上1.(2) (『関西大学法学論集』65巻6号)、2.(2) (同66巻1号) 参照。

3) 同上2.(2) (『関西大学法学論集』66巻1号) 参照。

4) J.L. Brierly, *The Outlook for International Law*, Clarendon Press, 1944.

5) J.L. Brierly, übertragen von Albert Wyler, *Die Zukunft des Völkerrechts*, Europa Verlag, 1947.

6) *Ibid.*, pp. 8-9.

7) *Ibid.*, pp. 15-16.

労働法における紛争と紛争解決についての考察」(1927年)⁸⁾の最初の頁で、ブライアリ「国際法の欠点 The shortcomings of international law」(1924年)が引用されている。また、1933年にシントラーが行ったハーグ国際法アカデミー講義録においても、国際紛争解決における国際裁判所の役割の限界を論じる文脈において、ブライアリの論文⁹⁾が引用されている¹⁰⁾。

ブライアリの側も、彼の国際法観の重要な特徴の一つについて、シントラーの論に依拠する。そのことはすでにラウターバクトによって指摘されている。

「……法の射程の限界を強調するブライアリが特別な注意を向けていた点がある。ブライアリは、その主要著作のほとんどすべてにおいてその見解に繰り返し言及しており、そこから決して離れなかったように見える。それは次のような見解である。国際共同体の構成員は、国家社会を構成する大多数の個人に較べれば、極めて限定されている。その事実を考慮するなら、国際法の内容は、必然的に、一般的諸原則に関する事項に限定されざるを得ない。国内において、法は、同様の性質を持つ多数の個人を統制する。そこでは、全体として、類似が相違よりも優勢であるため、法は相違を度外視しうる。国際社会においては、『すべての国家はユニーク』であり、諸国家が共通に有する性質ではなく、諸国家にとって特有の状況や利害が強調されざるを得ない。

ブライアリは、このようなテーゼを提示するに当たってオリジナリティを主張するわけではない。この点に関して、ブライアリは、とりわけシントラー教授の著作に依拠していることをしばしば認めている¹¹⁾。

8) Dietrich Schindler, "Werdende Rechte: Betrachtungen über Streitigkeiten und Streiterledigung im Völkerrecht und Arbeitsrecht", *Festgabe für Fritz Fleiner zum 60. Geburtstag*, J.C.B. Mohl, 1927, pp. 400-431. その内容については、西「前掲論文」(注1) 2.(2) (『関西大学法学論集』66巻1号) 参照。

9) J.L. Brierly, "The advisory opinion of the Permanent Court on the customs régime between Germany and Austria", *The Basis of Obligation in International Law and Other Papers*, Clarendon Press, 1958, pp. 242-249 [初出: 1933].

10) D. Schindler, "Contribution à l'étude des facteurs sociologiques et psychologiques de droit international", *Recueil des cours*, 1933 IV, Recueil Sirey, p. 254. そのほか、同論文238頁、258頁でも積極的論拠として引用されている。

11) Hersch Lauterpacht, "Brierly's contribution to international law", Brierly, ↗

ブライアリは、現行法の適用による紛争解決手続としての国際裁判の限界や、法の変更を伴う紛争解決手続の必要性を主張する際に、国内法秩序のアナロジーを介して裁判中心主義が国際法に持ち込まれることを遮断するための根拠として、国際法と国内法とではその社会学的な条件が根本的に異なっていることを強調しており、その文脈において、シントラーのハーグ講義「国際法の社会学的・心理学的諸要素の研究」¹²⁾を援用する。ラウターバクトの指摘にもあるように、〈無数の個人を主要な規制対象とする国内法と異なり、限られた数の国家を主要な規制対象とする国際法においては、それぞれの国家の個性 individualité が重要な意義を有する〉、というシントラーの主張¹³⁾に、ブライ

↘ *The Basis of Obligation in International Law and Other Papers*, Clarendon Press, 1958, p. xxv. ただし、構成員が少数であるという事実を国際社会の重要な特質とみなす考え方を、ブライアリは極めて早い時期に表明しており、そのような考え方のすべてについてブライアリの「オリジナリティ」を否定することはできない。1924年に公表されたオックスフォード大学教授就任記念講義において、次のように述べている。「諸国家からなる社会は、その構成員が少ないため、諸国家間のつながりは、国内における諸個人間のつながりよりもずっと弱い。国際的な交流は日々、密になっているが、それは、おもに、異なる国家に属する諸個人のあいだの交流における発展であって、諸国家そのもののあいだではない、ということに留意しなければならない。諸国家相互の関係は、継続的ではなく断続的であって、国家の全生活のほんの一部分を形作っているに過ぎない。これらすべての要因により、諸国家のあいだの法的な感情が弱いものにとどまっており、それゆえに、今日の状況において、新しい慣習規則の発達はまれな出来事なのである」(J.L. Brierly, "The shortcomings of international law", *The Basis of Obligation in International Law and Other Papers*, Clarendon Press, 1958, p. 73 [初出：1924])。後にブライアリが繰り返し援用するのは、シントラーの1933年のハーグ講義である(後述)。あえてブライアリのオリジナリティを否定するラウターバクトの態度は、ブライアリの思想のうち、国際法の役割を限定する側面をなるべく小さく見せようとするバイアスによるものと思われる。

12) Dietrich Schindler, "Contribution à l'étude des facteurs sociologiques et psychologiques du droit international", *Recueil des cours*, 1933 IV, Recueil Sirey, pp. 229-326.

13) 「ここで確認すべきは、諸国家からなる社会のなかでは、各々の国家の個性が、国内におけるさまざまな個人の個性よりもはるかに重要だということである。このことは、なによりも、国家は比較的少数であり、個人は大多数であるという事実からの帰結である」(*ibid.*, p. 265)。

アリはとくに強く依拠している。

最も特徴的なのは、1936年の論文「国際社会における法の支配」¹⁴⁾におけるブライアリの議論であろう。これは、国際社会における「法の支配」の可能性の検討という文脈において、国際裁判や国際法の法典化の意義を論じる重要な論文だが、そこにおいて、同時代の国際法学者として唯一引用されているのが、シントラーなのである。

この論文の眼目は、国内法における「法の支配」を国際法に移入しようという企てを阻止することにある。すなわち、〈一般的に適用可能な法規範を整備・体系化し、その規範を適用する裁判によって紛争を解決することを通じて平和的秩序を維持する〉という国際秩序構想が批判されるのである。その根拠として、シントラーの法社会学的分析が援用される。無数の個人を主要な規制対象とする国内法において、各人に特有の属性は考慮されず、一般的に適用可能な法規範によって、すべての主体が規制を受けるのに対し、ごく限られた数の国家を主要な規制対象とする国際法においては、むしろ、各国家の固有の属性が重視され、一般的に適用可能な規範の地位は低くなる、という¹⁵⁾。このことの帰結として、第一に、すべての国家に妥当する統一的な国際法規範体系を構築する企てとしての「法典化 codification」の意義が疑わしいものとなり¹⁶⁾、第二に、一般的法規範の適用によって紛争を解決する国際裁判の限界が

14) J.L. Brierly, "The rule of law in international society", *The Basis of Obligation in International Law and Other Papers*, Clarendon Press, 1958, pp. 250-264 [初出：1936].

15) 「ある法システムが、膨大な数の個人を支配している場合には、その法システムに服するすべての（あるいはほぼすべての）人もしくは重要な集団について同一の性質に基礎を置くことができる。相違よりも、類似性があるかに重みを持つゆえ、その法システムは、人々の相違を大体において度外視してよい。そのような場合、法的な統制は、一般の原則の形式をとるのが必然であり、適切である。しかし、法に服すべき者の持つ特有の属性が、共通の属性に優越するようになれば、一般原則の適切性は、ずっと疑わしいものとなる。そして、国家にはこのことがあてはまる。すべての国家は独特だからである」(*ibid.*, p. 256)。

16) 「というのも、法典化の理想を支えているものが、まさに国際社会の性質によって極めて困難とされていることを行おうとする願望だからである。つまり、諸国

強く意識されることとなる。

動態的紛争論を検討してきた本稿の関心からは、第二の点が説明されなければならぬ。国家の個性が重視される国際社会において特に重要なのは、紛争を、その特有の事情を十分に考慮しつつ解決することである。そして、特有の事情を持った紛争を、裁判手続によって適切に解決することは難しい、という¹⁷⁾。ブライアリは、国際裁判の限界を示すために、国内においても、大規模な団体間の利益対立については裁判による解決が行われなことを指摘する¹⁸⁾。これは、すでに述べたように、労使紛争を念頭に置いた叙述である¹⁹⁾。ここで、シントラーもまた、労使紛争と国際紛争を類比的に把握していたことが想起されるべきであろう²⁰⁾。

労使紛争と国際紛争との類比性を強調するシントラーの企図は、現行の権利・義務関係を変更し、新たな望ましい関係を構築することによって紛争を解決する手続の必要性を説くことにあった。労使調停のような「規範の創出と変更に適した手続」を欠いていることが、国際法の問題であり、その設立こそが課題だというのである²¹⁾。シントラーのこの問題関心に、ブライアリも完全に共鳴している。ブライアリもまた、集団間紛争に類比されるべき国際紛争の解決が裁判には適さないことを述べた後、法の平和的変更を伴う紛争解決に言及する。第一に、「適用不能と為りたる条約の再審議、または継続の結果世界の平和を危殆ならしむべき国際状態の審議」を加盟国に勧告する総会の権限を定めた連盟規約19条を、問題の正しい認識を示すものとして評価し、第二に、連盟規約15条に定められた連盟理事会（または総会）による紛争の審査を通じて、

↘家に特有の個別的地位を顧みることなく、すべての国家に区別なく適用される一般規則を定めようというのだ」(*ibid.*, p. 259)。

17) 「……国際法にとって問題となることの多い『特有の』事件は、多くの場合、まさしく裁判手続によっては満足に解決することが難しい事件なのである」(*ibid.*, p. 260)。

18) *Ibid.*, pp. 260-261.

19) 西「前掲論文」(注1) 2.(2) (『関西大学法学論集』66巻1号)。

20) 同上。

21) Schindler, *op. cit.*, n. 8, pp. 430-431.

国際法の平和的変更を伴う紛争解決が行われる可能性への期待を述べる²²⁾。とくに、正当な利益を考慮して法を変更する手続としての可能性を連盟理事会による政治的調停のなかに見出す第二の点は、ブライアリの平和構想を理解する上で重要である。

「……規約15条の下での理事会もしくは総会の報告は、必ずしも現行の法的権利に基づくのではなく、正当な根拠を持つ reasonable 当事国の利益の点において現行の権利を変更することによって紛争を解決する手段となりうる」²³⁾。

以上のように、国際紛争の現実的・社会学的背景を考察することを通じて、国際裁判の限界を指摘し、法の変更を伴う解決手続の必要性を論じる点において、ブライアリは、国際法における法社会学的考察の必要性を説くシントラーと明白に共鳴しており、ひいては、モーゲンソーの政治的紛争論とも関心を共有している。とはいえ、現実の社会関係という文脈を重視するブライアリの立場は、論理的に構築された法社会学理論に基づくのではなく、むしろ、「国家とは、われわれが生活する世界における事実である」²⁴⁾ という常識的直観に由来すると考えられる。国家が事実として存在する以上、その性質を知るには、事実としての国家の行動を観察するべきだというのである²⁵⁾。

ブライアリの観察によれば、諸国家は、通常考えられている以上に国際法を遵守するが、そこには限界がある。一方で、国家機関は、たいていの場合、国際法に従って外交問題や国際紛争を処理しようとするのであって、国家が国際法を無視するのが常態であると考えすることは、「グロテスクな事実の歪曲」である²⁶⁾。しかし、他方で、「高度に政治的な問題が国家間に生じた場合には、

22) Brierly, *op. cit.*, n. 14, p. 261.

23) *Ibid.*

24) J.L. Brierly, *op. cit.*, n. 4, p. 5.

25) 「[国家の] 性質を理解するためには、それが現に存在し、現に振る舞うままに観察すること以外に方法はない」(*ibid.*)。

26) *Ibid.*, pp. 14-15.

諸国家は、自らの政策を決定するに当たって法が最終的な判断を下すことを依然として許さない」という²⁷⁾。ブライアリの国際裁判限界論・平和的変更論は、このような経験に基づく直観に根拠を持つのであって、シントラーやモーゲンソーの極めて理論的・思弁的な議論とは異なっている。その点は、イギリスにおける動態的国際法論の特徴として留意すべきであろう。

以下では、国際秩序の動態的把握に基づいて平和的変更論を展開したブライアリの国際法構想を概観したのち、それが、30年代における平和的変更論の流行を生み出しつつ、いかにカーの国際政治学的思考につながってゆくかを検討する。

1. ブライアリの国際法構想

(1) 国際関係における法の領域

上に述べたように、事實的・社会的諸関係において法規範が実際にどのような機能しているかに目を向け、そこから、法の限界について考察するという関心を、ブライアリは、シントラーやモーゲンソーらドイツ語圏における批判的国際法理論家と共有している。そして、このような関心は、あらゆる紛争を平和的に解決する仕組みをつくることによって平和的な国際法秩序を構築しようとする当時の構想に密接に関連する²⁸⁾。すなわち、国際関係における法の限界についての探求は、現行法の適用による紛争解決としての裁判の限界についての探求に関わっており、さらには、現行法の適用によらない紛争解決手続、とりわけ法の変更を伴う紛争解決手続（法の平和的変更手続）の必要性の論証に結びつく。

そのような全体的文脈を理解しなければ、ブライアリの個々の議論の意味を把握することは困難である。例えば、ブライアリの主権批判は、このような文脈においてのみ、正当に理解することができる。ラウターパクトは、「優越する法的義務に服しない最高意思としての主権の概念の妥当性」を否定したこ

27) *Ibid.*, p. 17.

28) 西「前掲論文」(注1) 1.(1) (『関西大学法学論集』65巻6号) 参照。

とを、国際法学に対するブライアリの「貢献」の一つとして挙げている。ブライアリは、そのような主権概念が「国際法の内容そのものと矛盾する」と主張した、という²⁹⁾。その指摘自体は誤りではないが、この主権批判の理解には注意が必要である。〈客観的な国際法の解釈・適用によってすべての紛争を解決する国際裁判制度の確立〉という平和構想を主張していたラウターバクトの立場³⁰⁾からすれば、第三者的機関による国際法の解釈にとって障害となる「主権」ドグマを否定することは、紛争の司法的解決制度の完成を妨げる理論的障壁を取り除き、国際社会における法の支配の確立を推進する営為とみなされる³¹⁾。しかし、法変更の問題を重視し、国際裁判の限界を主張していたブライアリが、ラウターバクトと同様の意味において主権批判論を展開していたはずはない。ブライアリの主権批判の意味は、われわれにとっては馴染み深いラウターバクト流の主権批判とは全く異なっており、それがブライアリの議論の理解を難しくしている。

「優越する法的義務に服しない最高の意思としての主権の概念」を批判する立場としてわれわれが想起するのは、〈一般的に妥当する客観的法規範によって国家の政治的判断が制限される〉という主張であろう。諸国家に一般的に妥当する客観的法規範の法律学的解釈によって、諸国家の政治的・恣意的判断に基づく利己的欲求を制約することこそが、通例では、法に優越する国家意思としての「絶対的主権概念」を批判する議論の中心的意味だからである³²⁾。すな

29) Lauterpacht, *op. cit.* n. 11, p. xxii.

30) 西平等「戦争概念の転換とは何か——20世紀の欧州国際法理論家たちの戦争と平和の法」『国際法外交雑誌』第104巻4号（2006年）74-75頁。

31) Hersch Lauterpacht, *The Function of Law in the International Community*, Clarendon Press, 1933, p. 3.

32) 田畑茂二郎『国家主権と国際法』（日本評論社、1950年）において、法をこえた性格を持つ「絶対的国家主権観念」が批判されるのは、客観的国際法による拘束を予定する「法内容概念」としての主権観念を擁護するためである（48頁）。このような絶対的主権観念批判は、法に優越する絶対的な主権の国家意思概念を批判し、「国際法によって国家に付与された権限」として主権概念を再構成したフェアドロスの所論に由来する（Alfred Verdross, *Die Einheit des rechtlichen Weltbildes auf Grundlage der Völkerrechtsverfassung*, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck), 1923, pp. 13-31）。

わち、主権批判には、多くの場合、〈法による政治の制限〉が期待されているのである。ところが、ブライアリの主権批判は、むしろ〈政治による法の制限〉を志向している。

特徴的な議論として、ブライアリのオックスフォード大学教授就任講演³³⁾における主権批判を見てみよう。彼は、教科書的な意味での主権概念が、事実上反することを論証するために、二つの例を挙げている。一つは、領域主権から導かれる領域処分権についての批判である。「主権の領域的側面」として、主権国家は、「他国の利益を考慮することなく、自国の領域を処分する」権利を持つと言われる。「しかし、実行において、そのような権利がほとんど行使しえないことは周知 notorious である」³⁴⁾。

「1867年のオランダは、ルクセンブルクをナポレオン3世に売却できないと知った。また、デンマークが、合衆国以外の買い手に西インド諸島を売却できるはずがなかったことは確実である」³⁵⁾。

ここでブライアリが指摘しているのは、領域主権から派生する法原則としてすべての国家に認められているはずの領域処分権が、実際には、政治的利益によって狭く制約されている、ということである³⁶⁾。つまり、〈政治的利益に基

33) J.L. Brierly, "The Shortcomings of international law", *The Basis of Obligation in International Law and Other Papers*, Clarendon Press, 1958, pp. 68-80.

34) *Ibid.*, p. 76.

35) *Ibid.*

36) たとえば、1867年のルクセンブルク問題において、オランダ王からルクセンブルクを買収しようとしたフランスのナポレオン3世の試みが、プロイセンの反対によって挫折した。ビスマルクは、当初、プロイセンを中心とするドイツ統一事業の進展に対する代償として、フランスによるルクセンブルク買収を支持していたが、ドイツ・ナショナリズムの高揚に伴い、買収反対の姿勢に転じた。その結果、独仏間に戦争の危機が生じたが、英露の関与により、国際会議においてルクセンブルクの永世中立化が決定され、問題は一応の解決をみた(詳細は、飯田洋介「ビスマルクとルクセンブルク問題」『史学研究』281号(2013年)48-68頁を参照)。ブライアリがこの事例を引くのは、領域の譲渡が、決して領域国の処分権に基づいて自由に行えるような行為ではなく、勢力関係に利害を有する列強の政治的判断に強く制約されていることを示すためである。

づく国家の判断が、実際には、一般的に適用される法原則によって制限されている」ということではなく、「一般的に適用される（と言われている）法原則が、実際には、政治的利害の判断によって制限されている」ということが主張される。

二つ目の例は、領域内における排他的管轄権である。領域主権の帰結として、国家は、その領域内のすべての人とモノについて管轄権を有すると言われるが、ブライアリによれば、このような原則もまた、事実においては、決して一般的に適用されているわけではない。むしろ、領域内における人やモノの取り扱いに対して他国が強い関心を示すのは、よくあることだという³⁷⁾。

「キューバの統治がスペインのみに関わる問題であると合衆国は認めなかった。イギリスは、南アフリカの外国人問題が、南アフリカ共和国政府の見解のみによって左右されるような問題だとはみなさなかった。オーストリアはセルビアの国内問題に無関心であろうとはしなかった。そして、少数民族問題に関し、諸国家が、主権国家の独立という伝統的・絶対主義的理論に従うことを確実に拒否する状況が、現代の国際社会の性質から生じるのだという否定しがたい事実に対し、さきの講和諸条約は、マイノリティ保護条項において、遅ればせながら、なおきわめて不完全な法的承認を与えた」³⁸⁾。

ここでも、形式的法原則としては主権国家に一般的に認められているはずの領域における排他的・包括的管轄権が、現実の政治的状况によって制約されていることが指摘されているのは明らかである。

一言でいえば、ブライアリの主権批判は、法実証主義における〈政治の度外視〉に対して向けられたものである³⁹⁾。主権を有する諸国家が、合意を通じて

37) Brierly, *ibid.*, p. 77.

38) *Ibid.*

39) 法実証主義において「非法律学的要素」として度外視される政治的・社会的現実を法理論の中に取り戻そうとする試みが、戦間期における実証主義批判の一つの方向であったことについて、西平等「ドイツ反実証主義者の知的伝統——祖川武夫国際法学の歴史的位置に関する試論」『関西大学法学論集』第55巻1号（2005年）60-69頁。

構築する権利・義務関係として理解される形式的国際法構想においては、具体的・個別的状況における政治的利害への視座が失われている。状況の個別性や政治性を強調するブライアリの批判は、そのような〈政治の度外視〉を克服し、政治的要素を正当に取りこんだ法理論を構成することを志向するものなのである。このような批判が、どのような国際秩序構想を土台としているかを理解するためには、議論の全体を見渡す必要がある。

さきのオックスフォード大学教授就任演説は、国際法の「弱点」を「実効的な制裁を欠いていること」とみなす考え方への懐疑から始まる⁴⁰⁾。「国際法の弱点にはより深い原因があるのだが、国際法を強制的に執行する手段を備える必要性ばかりが強調されることで、かえってその原因が不明瞭なものとなってきた」⁴¹⁾。このように述べることにより、ブライアリは、集団安全保障制度などの強制手段の強化のみを志向する平和構想から、明確に一線を画す。

そもそも、「頻繁に破られても罰せられないから、現在の国際法は弱い、という前提」に事実誤認がある、とブライアリは言う⁴²⁾。平時における国際法が、国内法に較べて、とくに頻繁に破られるということはない。ただ、例外的な国際法違反が世間の耳目を引くだけにすぎない⁴³⁾。国際法の問題は、それが遵守されないということではなく、国際法の規制に委ねられていない領域が、現実の国際関係において、非常に広く存在しているということである。諸国家は、国際的な事務を処理する場合、かなり誠実に国際法を遵守するものの、戦争を引き起こしかねないような重要な利害が関わる場合、その判断を国際法に委ねようとはしない⁴⁴⁾。

40) Brierly, *ibid.*, p. 68.

41) *Ibid.*

42) *Ibid.*, p. 69.

43) *Ibid.*

44) *Ibid.*, pp. 71-72. この点は『国際法の展望』では次のように説明される。「国際法は、諸国家の日常的な業務が、通常は、秩序立った予見可能な筋道に沿って行われることを可能とする。それは、決して瑣末な役割ではない」。しかし、「高度に政治的な問題が国家間に生じた場合には、諸国家は、自らの政策を決定するに当たって法が最終的な判断を下すことを依然として許さない」(J.L. Brierly, *op. cit.*, n. 4, p. 17)。

ブライアリによれば、政治的に重要な利害が関わる問題について諸国家が国際法に従おうとしないのは、法が本来、果たすべき機能を国際法が果たしていないからである。法は、一方で、社会に安定性をもたらさなければならないが、他方で、変動する現実世界に応じて変化する必要がある。しかしながら、「国際法は、大部分において、この二面的機能のうちの一面をなおざりにしてきた。それは、国際社会の発展に十分に対応することなく、安定化を目指してきたのである」⁴⁵⁾。国際法がこのような静態的な性格を持っているために、変動してゆく国際社会に合わせて法を変更するには、従来、違法な *illegal*、あるいは、法の枠外にある *extra-legal* 方法に依らざるを得なかった⁴⁶⁾。国際関係において国家が法に低い地位しか与えないのも、国際法学者が「事情変更」や「自己保存権」のような「本質的に法律学的ではない理論」を導入するのも、結局は、国際社会の変化に応じて生じる国家の正当な利益を国際法が適切に汲み取ることができないからである⁴⁷⁾。

したがって、ブライアリにとっての最重要課題は、国際社会の変動に合わせて法規範を変更することを可能とする動態的な国際法体系の構築である。そのためには、国際法の基本的公理について再考する必要があると彼は考える⁴⁸⁾。そして、再考されるべき基本公理として、「条約の拘束力」とともに、「主権概念」が挙げられる。条約の拘束力が再考されるべきなのは、もちろん、国際社会の変動に合わせて条約規定を改廃しよう、「条約の拘束力」に関する硬直的・静態的な理論を是正する必要があるからである⁴⁹⁾。つまり、「主権概念」に対するブライアリの批判は、「条約の拘束力」に対する批判と同じ目的において、すなわち、変動する国際社会に対応すべき国家の正当な利益を反映して法を変更しようとする理論を構成するという目的において、遂行されている。それゆえにこそ、上でみたように、彼の主権批判は、静態的に把握されて

45) J.L. Brierly, *op. cit.* n. 11, p. 72.

46) *Ibid.*, p. 73.

47) *Ibid.*, p. 74.

48) *Ibid.*, p. 75.

49) *Ibid.*, p. 79.

きた国際法原則の限界を指摘する主張として、すなわち、〈一般的に適用される（と言われている）法原則が、実際には、政治的利害の判断によって制限されている〉という主張として構成されるのである。

国家の死活的な利害に合わせて法を変更しうるような動態的な国際法の体系を構築するためには、法変更の根拠たりうる正当な利益の主張を、自己中心的な利益要求から区別することが不可欠である。ブライアリは、法律学において、そのような区別が可能だと考える。

「いずれにせよ、正しさ right に関する諸国のあいだの良識 common sense によって保護に値するとみなされる国益と、無節操な反社会的国家主義にすぎない国益とのあいだの法律学的な区別を定式化することが、不可能な任務であるはずがない。法が、法的手段によって前者を実現することを認めたとすれば、後者は、ずっと容易に対処しうる問題となるだろう」⁵⁰⁾。

すなわち、ブライアリは、「合法／違法」基準とは異なる「正当／不当」基準を国際法学の中に導入すべきことを主張している。そのことによって、社会変動の中で生じる正当な利益主張に基づく法変更が、illegal もしくは extra-legal な方法によって遂行されるのではなく、法に則って実現されるような国際法体系を作り出そうとする。言い換えれば、法的思考の領域を、現行法規との適合性の判断という狭い限定から解放し、現行法規の変更を正当化しうるような利益の判断にまで拡張しようとしている。そのことを通じてはじめて、諸国家が、重要性の低い外交実務の処理だけではなく、高度に政治的な問題の解決についても、その決定を法に委ねるようになり、国際関係における法の領域が拡張すると考えるからである。

(2) 平和的変更論に対する評価

ブライアリの国際法構想の中心は、国際社会の変動に合わせて法規範を変更することのできる動態的な国際法体系の構築に置かれている。彼の主権批判や

50) *Ibid.*, p. 78.

実証主義批判は、そのような構想の中に位置づけられて初めて十分に理解できる。

しかしながら、このようなブライアリ解釈は必ずしも一般的ではない。「ブライアリの国際法に対する貢献」と題された小論においてブライアリの国際法思想の意義を検討したラウターパクトは、むしろ、ブライアリの国際法論における「平和的変更」論の意義をできるかぎり小さく見せようと努めているように見える。ラウターパクトは、ブライアリの主権批判や実証主義批判を高く評価する一方で、ブライアリが「平和的変更の問題を過度に強調したこと」を「判断の誤り」とみなす。ラウターパクトによれば、ブライアリ自身が、最終的にはその説を改め、平和的変更論の誤りを認めたという⁵¹⁾。あたかも、主権批判や実証主義批判などの不朽の理論的功績に較べて、国際裁判の役割に対する懐疑を伴う平和的変更論は、最終的に本人自ら撤回せざるを得なかった判断ミスに過ぎないかのような評価である。しかし、そのような評価は、国際裁判を中心とする国際法構想を一貫して唱えていたラウターパクト自身の見解を反映した歪曲⁵²⁾を含んでおり、ブライアリの議論の正確な理解とは言い難い。

たしかに、第二次世界大戦が勃発したのちに公表された『国際法の展望』（1942年）では、宥和政策と結びつけて考えられやすい平和的変更論に対して距離を置く姿勢を、ブライアリは強く打ち出している。ブライアリによる平和的変更論批判の骨子は次のようなものである。

第一に、平和的変更は、しばしば、十分な根拠を持つ正当な要求に応じた法の変更ではなく、不正な要求を求める強者への宥和に陥ってしまう。政治的強者の要求に譲歩する政治的便宜 *expediency* が国際関係においてときに必要とされるとしても、法の変更は、あくまでも正当な要求に応じて行われるべきであって、単なる強者への宥和 *appeasement* の手段であってはならないはずだ。

51) Lauterpacht, *op. cit.* n. 11, pp. xxviii-xxix.

52) ブライアリに対するラウターパクトの評価における「バイアス」については、川副令「J.L. ブライアリの戦時国際法論——その歴史的位相と思想的立脚点」中川淳司・寺谷広司編『国際法学の地平：歴史・理論・実証』（東信堂、2008年）252-254頁を参照。

にもかかわらず、われわれは、正当性と政治的便宜を混同し、「実際には強者に宥和を与えているにすぎない場合にも、正義 justice を促進しているものとして」自らを欺く傾向にある。それゆえにこそ、ナチス・ドイツに対する宥和であった1938年ミュンヘン協定を、多くの人々が自らの良心に対して擁護できたのである⁵³⁾。

第二に、多様な利害が複雑に絡み合った現実の問題について、唯一の正しい解決策などあるはずもなく、一つの正当な要求に応じて現行法を修正したとしても、そのことが、別の、十分に根拠を持つ不満を呼び起こしてしまう。例えば、ポーランド・ドイツ国境問題について、すべての正当な要求を満足させるような解決は不可能である⁵⁴⁾。

「ドイツのプロパガンダの成功によってわれわれの多くが『ポーランド回廊』と呼ぶようになった地帯によって東プロイセンが他のドイツ領域から切り離されたことを、われわれは、『不正 unjust』と言うかもしれない。しかし、ポーランドの海へのアクセスを遮断し、人種的・情動的にドイツ人ではない多くの人々をドイツに残すような代替案を採用していたとすれば、そのような解決はもっと『正当 just』だったのだろうか?」⁵⁵⁾

第三に、法の平和的変更は戦争の回避には必ずしも結び付かない。そもそも、国家は、十分に根拠のある正当な要求を実現するために戦争に訴えるわけではない。それゆえ、仮に、正当な要求に応じて法を変更しうる完璧な手続を整備したとしても、それによって戦争を未然に防ぐことのできる見込みは乏しい。

「ほとんどの戦争において、その主張の正当性は、自分自身だけを欺く欺瞞として、あるいは、プロパガンダのために悪徳が美徳に対して便宜的に表明する賛辞としてはともかく、それ以外のものとしては、侵略者の考慮には全く入っていない。仮に、例えば、さきの世界大戦後に、極めて見事に整備された

53) J.L. Brierly, *op. cit.*, n. 4, pp. 126-127.

54) *Ibid.*, pp. 127-128.

55) *Ibid.*, p. 128.

変更の仕組みが作り出され、それが、戦間期において明らかになった不正を修正する機能を完璧に果たし続けてきたとしても、それらの戦争のひとつをも防がなかったであろう⁵⁶⁾。

いずれの点も、1930年代に多くの論者によっていささか安直に論じられた平和的変更論（後述）に対する痛烈な批判であり、同時に、ブライアリ自らの過去の説についての反省を含んでいる。しかし、このような批判と反省を行っているにもかかわらず、国際社会の変動に合わせて法規範を変更することのできる動態的な国際法の構想を、ブライアリが一貫して維持し続けていることは、確認されておく必要がある。そのことは、『国際法の展望』で展開される他の記述、とりわけ、死活的利益 *vital interest* を論じた第4章や国際紛争を論じた第8章の記述を読めば明らかである。

すでにみたように、ブライアリによれば、国家は、たいていの場合、国際法を遵守して外交問題を処理するのだが、戦争を生じかねないような重要な利害がかかわる問題に関しては、その解決を国際法に委ねようとはしない⁵⁷⁾。つまり、死活的利益は、国際法に基づく国際紛争解決の限界を規定してきた重要な問題なのである。したがって、国際法秩序について真剣に考察しようとする者は、これを軽んじてはならない、という。

「死活的利益は、真正の問題である。それは、たんに、死活的利益というものがあたかも存在しないかのごとく国際法の将来構想を立てることが怠惰であるというだけではなく、死活的利益を度外視することが（たとえそれが可能であったとしても）誤りだからである」⁵⁸⁾。

高度に政治的な問題にも対応しうるような国際法秩序、言い換えれば、諸国家が高度に政治的な問題についてもその解決を委ねようとするような国際法秩序を構築するためには、諸国家の正当な死活的利益に満足を与えることので

56) *Ibid.*, p. 129.

57) *Ibid.*, p. 17. また本章 1.(1)も参照。

58) *Ibid.*, p. 38.

きる仕組みが、国際法体系の中に取り入れられなければならない⁵⁹⁾。ただし、国際裁判にそのような役割を期待することは難しい、というのが、ブライアリの基本的な考え方である。国内法秩序において、個人の死活的利益に関する問題が裁判所によって解決されているからといって、それをそのまま国際法に類推してはならない。その理由として挙げられるのは、従来からブライアリが繰り返してきた議論である。第一に、無数の個人を規制対象とする国内法において、諸個人の固有の事情が考慮されないのに対し、交互に大きく異なる少数の国家を規制対象とする国際法においては、国家それぞれの固有の事情や利害が尊重されざるを得ない⁶⁰⁾。第二に、国内法秩序においても、労使間紛争のような集団間の紛争は、一般的法規範の適用によって解決されるわけではなく、固有の事情を考慮した解決が図られる⁶¹⁾。

国家に固有の死活的利害に十分な考慮を払うためには、一般的法規範の適用によって紛争を解決する裁判手続は適当ではない。「死活的利益が、純粋に法律学的なアプローチによってうまく処理できると考えることは、致命的な誤りである」⁶²⁾。国家の死活的利害に関する問題に関しては、当該国家の固有の事情に関する政治的考慮が必要となり、したがって、政治的要素が法体系に組み込まれることが不可避となる。

「そのような展望によれば、国際法体系において強力な政治的要素が存続することになる、という点について、法の純粋性に固執する者 *legal purist* は、異議を申し立てるだろう。しかし、そのような混和は、国際法体系が取り扱わなければならない存在物 *entity* [=国家] の性質のゆえに、不可避なのである」⁶³⁾。

59) *Ibid.*

60) *Ibid.*, pp. 39-43.

61) 「国際法であれ、国内法であれ、集団間の法において生じる事態は、しばしば事実として（そうでなくとも、最も強く影響を受ける人々にはしばしばそう感じられるのだが）、固有の事態であり、……一般的適用に向けて形づくられた規則によって統制することに適さない」(*ibid.*, p. 48)。

62) *Ibid.*, p. 45.

63) *Ibid.*

裁判に付託されることが適当でない紛争についてのブライアリの理解は、「非法律的紛争」に関する同時代の支配的学説と比べて、とくに変わったところはない。ブライアリによれば、紛争の内容という観点からみて、裁判不可能な紛争というものには存在しない。紛争において提起された請求が法によって根拠づけられているか否かを判断することは常に可能だからである⁶⁴⁾。したがって、紛争当事者が望むならば、すべての紛争について裁判が可能であるはずだ⁶⁵⁾。しかし、当事国が法の適用による解決を望んでいないような性質の紛争については、裁判による付託は、不適切ということになる。

「問題は、裁判所が紛争について判断できない、ということではなく、両当事者もしくは一方の当事者が、そうすることを望まない、ということである。当事者の争いは、相互の法的権利にまったく関わらないということもありうる。それらの権利は、裁判所による判断を待つまでもなくすでに分かっているのだが、当事者の一方がその権利に不満であり、自らに有利なように権利が変更されるべきだと考えるゆえに、紛争が生じているということもある」⁶⁶⁾。

すなわち、ブライアリは、裁判に付託されるべき紛争とそうでない紛争の区別を、紛争当事者が法の適用による解決を求めているか否か、という主観的基準に求めている。戦間期において、裁判に付すべき「法律的紛争」と付すべきでない「非法律的紛争」の区別に関し、このような「主観的基準説」が通説であったことは、すでにみたとおりである⁶⁷⁾。

前に述べたように、ブライアリによれば、死活的利害に関する問題について、諸国家は、その解決を国際法に委ねようとしなない。それゆえ、死活的利害に関わる紛争について、紛争当事国は、それを法の適用によって解決することを望まない。そのような紛争は、裁判に付されるべきでない紛争ということになる。

64) 西「前掲論文」(注1) 3. (『関西大学法学論集』第66巻1号)の枠組みでは「形式的無欠欠性」として分類される主張である。

65) Brierly, *ibid.*, p. 122.

66) *Ibid.*

67) 西「前掲論文」(注1) 1.(2) (『関西大学法学論集』第65巻6号)参照。

死活的利害をめぐって国家同士が争っている紛争については、一般的法規範の適用によってではなく、個別的な状況に対する政治的考慮に応じて、法的権利義務関係を動かして解決することが必要となる。それは、国内において、労使集団間の紛争が、しばしば現行の法的権利・義務関係を動かすことによって解決されなければならないのと同様である。

「例えば、領域に関する紛争は、その領域がB国ではなくA国に属していると法が宣言したとしても、必ずしも解決されるわけではない。それは、労働賃金に関する紛争が、要求されている賃金が現行の協定に適っているか否かを宣言することによっては必ずしも解決されないのと同様である。そのような場合に、現行法に基づいて判断を下したとしても、紛争が、法の平面ではなく、利益に平面において存続し続けるのは確実である」⁶⁸⁾。

このように、平和的変更論に対する痛烈な批判を述べる『国際法の展望』(1942年)においても、なお、ブライアリは、死活的利益に関わる高度に政治的な紛争は、法の適用によってではなく、法の変更を伴い得るやり方で解決されるべきだと考えている。すなわち、1942年にブライアリが批判し、否定したのは、現状不満国の欲求に応じて法を変更すればそれだけで戦争が回避しうると主張した楽観的な平和的変更論であり⁶⁹⁾、平和的変更の必要性そのものではない。

とはいえ、平和的変更に関する議論の力点に变化がないわけではない。初期のブライアリの所論と比較すれば、『国際法の展望』における議論では、集団安全保障が重視されるようになっていく。例えば、「国際法の欠点」(1924年)では、実効的制裁の欠如を主要な国際法の弱点と考えてはならない、ということが主張される⁷⁰⁾のに対し、『国際法の展望』では、むしろ、平和的変更が機能する前提として、集団安全保障制度が確立されるべきことが強調される⁷¹⁾。平和的変更が、現状に不満を持った政治的強国への単なる宥和に陥らないため

68) Brierly, *ibid.*, p. 122.

69) *Ibid.*, pp. 125-126, p. 130.

70) J.L. Brierly, *op. cit.* n. 11, p. 68.

71) J.L. Brierly, *op. cit.* n. 4, pp. 139-140.

には、根拠のない不当な変更要求を阻止するだけの力を持った国際的安全保障が必要だからである。

ブライアリは、1942年においても、国際機関を介して平和的変更が行われることに期待をかけている。その構想の中心は（詳しくは論じられていないものの）連盟理事会を通じた政治的調停に置かれているようである。1930年代に平和的変更のための手続としてしばしば提唱された国際衡平裁判所の設立⁷²⁾については、ブライアリは賛同しない。裁判官に法変更の権限を与えることは適切ではないからである。法の適用によって紛争を解決する国際裁判所裁判官の判断は、客観的基準としての法規範の解釈に根拠を持つゆえに権威を持つ。したがって、政治的な考慮の下に法規範を変更するような判断を裁判官に委ねることは、その権威の基盤を掘り崩すゆえに適当でない⁷³⁾。また、連盟規約19条に規定された総会の法変更勧告権限を強化し、それに拘束力を与えるという提案にも懐疑的である。そのような提案は、国際連盟に連邦としての性格を与えると述べているに等しく、現実性がないからである⁷⁴⁾。現実的には、連盟理事会が、15条の審査手続などを通じて望ましい法変更を勧告し、それを受け入れるよう当事国を説得してゆく、というようなやり方しかない、という⁷⁵⁾。このような考え方は特異なものではない。別稿でみたように、戦間期には、連盟理事会がその政治力を用いて紛争当事国を説得し、それによって包括的に紛争を解決する、という平和構想が唱えられていた⁷⁶⁾。

なお、ラウターバクトは、ブライアリが、第二次世界大戦後の論文において完全に平和的変更論を捨て去ったかのように論評している⁷⁷⁾が、これについ

72) Josef Kunz, "The problem of revision in international law ("Peaceful Change")", *American Journal of International Law*, vol. 33 (1933), pp. 48-51. 例えば, Karl Strupp, *Legal Machinery for Peaceful Change*, Constable & Co., 1937 では, 詳細な衡平裁判所規程草案が提案されている。

73) Brierly, *ibid.*, p. 132.

74) *Ibid.*, pp. 133-134.

75) *Ibid.*, pp. 138-139.

76) 西「前掲論文」(注1) 1.(1)(iv) (『関西大学法学論集』第65巻6号) 参照。

77) Lauterpacht, *op. cit.* n. 11, p. xxix.

でも留保が必要である。たしかにブライアリは、1946年の講演「国際法：その進歩のいくつかの条件」⁷⁸⁾には、平和的変更によっては戦争を防止できないことを理由として、その意義を明確に否定しているようにみえる個所がある。

「戦間期には、平和的変更の問題について、あまりにも多くのことが語られてきたように思う。私見によれば、それは喫緊の問題ではない。それが喫緊の問題とみなされたことの基礎には、〈現行法によって支持されない場合でも諸国家がその正当な要求の満足を得られる正式の手続を欠いていることが、戦争の存続を正当化するとは言えないまでも、少なくとも部分的にはそれを説明する〉という前提がある。しかし、戦争の歴史には、戦争が存続していることについてのこのような説明を正当化するものは、ほとんど見当たらない」⁷⁹⁾。

しかし、第二次世界大戦後において、ブライアリの動態的国際法の構想が根本的に修正されたわけではない。むしろ、この1946年の講演において展開されている議論のほとんどは、戦間期を通じてブライアリが繰り返し主張してきた内容である。すなわち、国家は、二次的重要性しか持たない事項については国際法による統制を受け入れるが、死活的利益が関わる問題についてはそうしない⁸⁰⁾。国内の労使紛争を見ればわかるように、集団間の紛争は、そもそも裁判による解決になじみにくい⁸¹⁾。それぞれの国家の固有の事情を考慮すべき国際紛争については、一般的規範の適用による解決が難しい⁸²⁾、という。

そのようなブライアリの「持論」によって裁判による紛争解決の限界が指摘され、政治的考慮を伴いつつ法を修正・発展させてゆく必要性が説かれるのだが、この講演では、平和的紛争解決手続ではなく、国際協力の延長にある国際的行政組織に対して期待がかけられている。「法システムが実効的なものとな

78) J.L. Brierly, "International law: Some conditions of its progress", *The Basis of Obligation in International Law and Other Papers*, Clarendon Press, 1958, pp. 327-337 [初出: 1946].

79) *Ibid.*, p. 335.

80) *Ibid.*, p. 328.

81) *Ibid.*, p. 329.

82) *Ibid.*, pp. 330-331.

るためには、より広い社会的組織のシステムの一部となる必要がある」⁸³⁾ とい
うのである。ブライアリの用いる比喩に従えば、法は政治的身体 *body politic*
の手足なのであって、そこから切り離された形では機能し得ない⁸⁴⁾。それゆえ、
いかに十全の国際法規範体系を整備し、それを適用する裁判所を設立して高度
な法システムを構築したとしても、それが政治的身体から切り離されたシステ
ムに留まるなら、国際的な秩序を生み出すことはできない。包括的な行政を担
う国際的政治組織の構築によってのみ、国際裁判の限界から生じる問題を解決
することができる、という。

「われわれは、国際裁判所や国際法諸規則の改善・拡充を差し迫って必要と
しているわけではない。われわれが必要とするのは包括的な組織である。そこ
では、法は、切り離された手足ではなくなり、国際的な政治的身体に結合され
た構成要素となる。その場合にのみ、『裁判可能な』問題と『裁判不可能な』
問題を区別する基準、言い換えれば、法の領域に入るべき争点と、それ以外の
調整手段を必要とする争点を区別する基準を見出そうとする試みによって、目
下のところ、明確にされるといふより分かりにくくされている問題を解決する
糸口をつかむことができると私は考える」⁸⁵⁾。

以上に明らかにしたように、ブライアリは、国際社会の変動に伴って法を変
更する動態的国際法の構想を一貫して維持している。すなわち、宥和政策への
反省や連盟の失敗という経験から、平和的紛争解決手続の改革案という狭い意
味での平和的変更論については批判的な姿勢を強めてゆくものの、国際社会の
政治的実情に合わせて国際法を修正・変更してゆく国際的な仕組みを構築する
という、広い意味での平和的変更論を捨て去ったことはない。

2. 連盟体制末期における平和的変更論

ブライアリが、一貫して動態的国際法の構想を維持していたにもかかわらず、

83) *Ibid.*, p. 335.

84) *Ibid.*

85) *Ibid.*, pp. 336-337.

晩年に、(狭い意味での) 平和的変更論への批判を強めていくのは、平和的変更の必要性を訴えた彼の当初の主張が、世の人々に受け入れられなかったからではない。むしろ、1930年代の後半、法の変更を伴う平和的紛争解決手続の設立を求める平和的変更論は、一世を風靡する。動態的紛争解決という問題設定を通じてブライアリが若き日より主張してきた平和的変更論は、連盟末期において最も影響力を持った議論の一つに数えられる。1939年に平和的変更に関する諸議論を包括的に検討する論考を公表した国際法学者クンツ Josef Kunz は、その冒頭において次のように言っている。

「おそらく、修正 revision の問題、すなわち……『平和的変更』の問題ほど、今日、重要な役割を果たしている国際法上の問題は、他にはないだろう」⁸⁶⁾。

これは学問的世界に限ったことではない。むしろ現実の世界において、1930年代の危機が深まってゆくなかで破局的な戦争を避けよう試みる人々は、平和的変更到最后の望みを託したのである。とりわけ、制裁の実施に当たってはイギリスが主要な負担を担わざる得ない状況の中で、そのような負担を望まないイギリスの政策担当者は、平和的変更による平和と安全の維持を企図した。1935年9月11日の国際連盟総会において、イギリス外相ホーア Samuel Hoare は、平和的変更を主軸とする安全保障に連盟が取り組むべきことを唱えた。

「集団安全保障とは、それが集団的な手段による平和の組織化と戦争の予防を意味するなら、その完全な形態においては、単純な概念ではなく、複合的な概念である。それは、一般に制裁と呼ばれているものよりも広い意味を持つ。……その基礎は、……戦争に至りうる紛争を規約に定められた手続に従って平和的解決手段に付し、規約に反して紛争解決のために戦争に訴えない、という一連の基本的な義務である」⁸⁷⁾。

86) Josef L. Kunz, "The problem of revision in international law ("Peaceful Change")", *American Journal of International Law*, vol. 33 (1939), p. 33.

87) League of Nations, *Official Journal, Special Supplement*, No. 138, p. 44.

平和的紛争解決に重点を置く集団安全保障には、二つの主要な条件がある、とホーアは言う。一つには、加盟国がその軍備を必要最小限にまで削減するということであり、もう一つは、平和にとって危険をもたらすような諸条件を、連盟の仕組みを通じて修正する可能性を開くことである⁸⁸⁾。後者の平和的変更の必要性を、ホーアは強調する。単に戦争を禁止し、戦争に対する制裁を取り決めるだけでは不十分であり、「国際的な諸力の自然な活動を調整するための、武力行使以外の何らかの手段が見出されなければならない」⁸⁹⁾。「世界は静的ではない。したがって、ときおり、変更が加えられなければならない」⁹⁰⁾。

このホーアの演説は大きな反響を呼び起こした⁹¹⁾。翌日（9月12日）のThe Times紙は、演説の全文を掲載したうえで、「英国の政策に関する歴史的な宣言」（12面）、「重大な演説 a momentous speech」（13面）、「政府のみならず、国全体の見解を表明」（13面）と評価するなど、ほぼ手放しの賛辞を述べる。連盟による平和の維持を重視しつつ、軍事力行使の負担を回避するという点において、イギリス世論は平和的変更論に強い支持を示した。

イタリア・エチオピア紛争の解決に失敗することで連盟が安全保障における実質的な意義を失ったのちにも、外交の場において、平和的変更への期待が消えたわけではなかった。盧溝橋事件の後の1937年7月16日、米國務長官コーデル・ハルが、平和的変更に関する両義的な評価を含む声明⁹²⁾を出した際、その返答として、いくつかの国家から、平和的変更の必要性を強調するコメント

88) *Ibid.*

89) *Ibid.*, p. 45.

90) *Ibid.*

91) A.J.P. テイラー『第二次世界大戦の起源』（講談社、2011年）167頁。1935年9月13日付The Timesは、この演説に対するイギリス各紙のコメントをまとめている（11面）。

92) “Statement by Mr. Cordell Hull, Secretary of State of the United States of America July 16th, 1937”, League of Nations, *Official Journal, Special Supplement*, No. 179, p. 5. この声明は、つぎのような一文を含む。「われわれは、条約の神聖性を支持しつつも、必要が生じた場合には、相互の扶助と厚意の精神に基づいて実施される秩序だった手続において、条約の規定が修正されることの意義を信じる」。

が寄せられた。例えば、南アフリカ連邦首相は、不当な内容を持つ条約の修正要求が、条約の神聖に優越すべきことを強調している⁹³⁾。オランダ首相は、「確立された諸権利」を尊重すると同時に、「国際的領域における新しい諸力」に対して留意を払うべきこと、そして、国際的な制度を変更すべきことを訴える⁹⁴⁾。カナダ外相は、「変更を求める緊急の必要 imperative need for change」があると指摘し、平等な取り扱いを妨げる障壁や硬直性を修正する合意を目指すべきだと述べる⁹⁵⁾。ブルガリア外相とハンガリー外相は、平和諸条約によって課せられた不利な状況が修正されることを求める⁹⁶⁾。

政治的实践における平和的変更への期待は、それに対する強い学問的関心を呼び起こす。戦争違法化や制裁（集団安全保障）が平和構想の中心であり、それゆえ「政治的紛争」論や動態的紛争の解決についての関心が低かった米国の国際法学界でさえ、1930年代には平和的変更論が盛んに論じられたことは、すでに従来の研究によって指摘されている通りである⁹⁷⁾。もともと動態的紛争の解決について関心の高かった⁹⁸⁾ 連盟諸国の国際法学において、法の変更による紛争解決を目指す「平和的変更」が議論の焦点となるのは当然といえよう。

1934年から1935年にかけて国際連盟の協力の下で開催された国際問題に関する大規模な研究者の会合（International Studies Conference）⁹⁹⁾ は、平和的変更に対する当時の学問的雰囲気をよく伝えている。国際関係における危機を反

93) *Ibid.*, p. 6.

94) *Ibid.*, p. 24.

95) *Ibid.*, p. 9.

96) *Ibid.*, p. 9, p. 19.

97) 篠原初枝『戦争の法から平和の法へ』（東京大学出版会、2003年）224-226頁、三牧聖子『戦争違法化運動の時代』（名古屋大学出版会、2014年）214-216頁。

98) 西「前掲論文」（注1）1.(2)（『関西大学法学論集』第65巻6号）参照。

99) International Studies Conference とは、国際連盟の知的国際協力活動の一環として開催された、国際関係に関する学術的研究のための国際会議。国際関係を学術的に研究する主要国の組織や国際的研究機関の代表が、1928年以降、毎年、定められたテーマについて検討を行った。1934年に第7回会合、1935年に第8回会合が行われた（Maurice Bourquin ed., *Collective Security: A Record of the Seventh and Eighth Studies Conferences*, Paris, 1936, p. ix）。

映して、会合のテーマは「集団安全保障」とされたが、各国・各研究機関の研究者から寄せられた意見において「平和的変更」に関する議論が大きな比重を占めていた。このテーマの総括報告者（Maurice Bourquin）は、平和的変更に関する議論を次のようにまとめている。

集団的安全保障に関していかなる見解を採るにせよ、そこには、武力不行使の原則が必ず伴わなければならない¹⁰⁰⁾。しかし、そのためには、武力の行使を単に禁止するだけでは十分でない。従来 of 国際関係においては、現状を変更する手段として武力が用いられてきたのであるから、武力行使の禁止には、平和的に現状を変更する手段が設立されなければならない。

「暴力はそれ自体が目的であるわけではない。それは目的に対する手段なのだ。もしこの手段を抑圧し、国際的実践から廃絶することを企図するなら、必ず、それを他の手段と置き換えなければならない。そして、ここでいう他の手段とは、集団安全保障の体系においては、平和的な手段でしかあり得ない」¹⁰¹⁾。

各国・各研究機関から寄せられた見解は、この平和的変更の問題に「決定的重要性 decisive importance」を認めており、かつ、「武力の行使に代わる平和的な方法を組織することが必要である、という原則自体については、全員一致の合意があるように見える」という¹⁰²⁾。

そして、ここでも、動態的紛争解決に重要な位置が与えられている。総括報告者は、国際紛争を、現行法の適用に関する紛争と、現行法の修正に関する紛争とに区別し、前者を国際裁判（仲裁を含む）に委ねるべきだとする一方、後者について裁判とは別の方法が検討されるべきことを指摘する¹⁰³⁾。そして、戦争を回避するためには、現行法の修正に関する紛争の平和的解決こそが重要

100) Maurice Bourquin, "General report on the preparatory memoranda submitted to the General Study Conference in 1935", Bourquin ed., *ibid.*, p. 10.

101) *Ibid.*, p. 13.

102) *Ibid.*

103) *Ibid.*, p. 14.

な意味を持つ、という。

「たしかに、諸国家が、自らの権利が侵害されたと主張することで、武力に訴えることもある。しかし、現実には、その根拠 causes においても効果においても、戦争は、status quo に仕える強制の手段というより、転覆もしくは変革の力として現れる。戦争が違法化されているとすれば、いかなるものがこの機能を果たすのか？この任務を果たすために、いかなる平和の手段が、戦争手段に代わりうるのか？」¹⁰⁴⁾

現行法の変更に関わる紛争を正面から受け止めて平和的に解決するためには、場合によって現行法を修正する権限を有する動態的な紛争解決手段が必要となる。そのような手段について、批判的・消極的な意見も提出されている¹⁰⁵⁾ のだが、むしろ、目を引くのは、動態的な紛争解決手段の導入を積極的に支持する学者たちのそうそうたる顔ぶれである。それを一瞥するだけでも、平和的変更論が、ヴェルサイユ体制の転覆を企てる国家の御用理論でも、特殊な状況においてのみ活躍できたエキセントリックな学者の理論でもないことが分かる。

フランスから出された意見書は、戦間期フランス国際法学界の重鎮であるル・フェール Louis Le Fur (1870-1943) とラ・ブラデル Albert de Geouffre de La Pradelle (1871-1955) が共同で執筆している。そこでは、「合意は拘束する *pacta sunt servanda*」という規則が国際法の本質的原則のひとつであることが確認される一方で、状況の変化に応じて法もまた変動すべきことが強調される。「法は生活の規則であるがゆえに、法は、生活に反することはできず、生活に適合し続けることができるよう、生活とともに進化しなければならない」というのである¹⁰⁶⁾。そして、法の平和的変更の役割を果たし得るよう連

104) *Ibid.*

105) 条約の修正を正当化することは、国際法の土台そのものを掘り崩すのであって、国際法における「トロイの木馬」となる、という主張が、その典型である (*ibid.*, p. 15)。

106) Louis Le Fur and de Geouffre de La Pradelle, "The revision of treaties", Bourquin ed., *op. cit.* n. 99, p. 196.

盟総会を改革することが提案される。当事国が法の適用による解決を望んでいない場合には、国際連盟総会が、現行法規則にとらわれることなく、「現在の状況や、正義と経済的必要性のみを根拠として」問題を解決すべきである。そのためには、全会一致原則を改正して、特別多数決による決議を可能とし、一国一票原則を改正して、人口を考慮した加重投票制度を導入することにより、総会の機動性を確保しなければならない、という¹⁰⁷⁾。

オーストリアの意見書を執筆したのは、ドイツ語圏を代表する国際法学者として第二次世界大戦後もながく活躍したフェアドロス Alfred Verdross である。彼は、司法裁判所とは別に、当事国の請求に基づいて現状を変更することを任務とする修正裁判所 Court of Revision を設立すべきだと主張する¹⁰⁸⁾。

欧州統合論において機能主義の提唱者としてよく知られているミトラニー David Mitrany (1888-1975) も意見書を提出している。そこでも、平和的変更の必要性が唱えられている。それが武力行使禁止のための不可欠の前提だということのである。

「長期にわたって暴力の禁止がうまくいったのは、それが、平和的変更のための積極の規定をも含むシステムのうちの消極的な側面でしかなかった場合のみである。この議論は、むしろ、より強い力を持って、国際社会に当てはまる」¹⁰⁹⁾。

それゆえ、変化する状況に合わせて法規範を変更する手段を欠くことが国際連盟の欠陥であると考え、それを補うために連盟規約19条を拡充することを提案する¹¹⁰⁾。

国際政治学において英国学派の創設者とみなされているマニング C.A.W.

107) *Ibid.*, pp. 197-200.

108) Alfred von Verdross, "Plan for the organization of peace: observation on the French proposals of November 14th, 1932", Bourquin ed., *op. cit.* n. 99, pp. 189-190.

109) David Mitrany, "Peaceful Change and Article 19 of the Covenant", Bourquin ed., *op. cit.* n. 99, p. 209.

110) *Ibid.*, pp. 212-213.

Manning (1894-1978) もまた、平和的変更論の支持者である。厳格な法の適用がかえって平和を脅かす場合がある、という。

「条約の神聖性を厳格に主張しすぎるのが、今日の世界における状態不安 insecurity の原因のひとつである、ということはある。現実主義者 realist であれば分かっている通り、条約が常に尊重されないとしても、その条約がすでに尊重に値しなくなっていることが、その部分的な原因となっている場合もある」¹¹¹⁾。

マニングは、「現実主義者」として、現状に不満を有する勢力が十分な実力を有する場合には、平和を維持するために厳格な法適用を犠牲にしなければならないこともある、と主張する¹¹²⁾。

平和的変更の必要性を主張する多くの議論を受けて、International Studies Conference の次回会合のテーマは、「平和的変更」とされることとなった。そこでマニングは、その準備も兼ねて、1937年に、自らが所属する London School of Economics において「平和的変更」をテーマとする連続講演を企画し、その成果を同年に論文集として出版する¹¹³⁾。執筆者であるトインビーやマニングと親交のあった¹¹⁴⁾ カーはこの本を読んでおり、その内容を『危機の二十年』でも参照している。そして、この論文集において、平和的変更論に対して批判的・悲観的な論文¹¹⁵⁾ を掲載したラウターバクトが、『危機の二十年』において徹底的に批判されることとなる（後述）。

以上に見てきたように、平和的変更論は、連盟末期の国際法論や国際秩序構想において強い影響力を持っていた。つまり、当時において、特定の社会的諸

111) C. A. W. Manning, "The elements of collective security", Bourquin ed., *op. cit.* n. 99, p. 207.

112) *Ibid.*, pp. 207-208.

113) C. A. W. Manning ed., *Peaceful Change: An International Problem*, Macmillan, 1937.

114) ジョナサン・ハスラム [角田史幸・川口良・中島理暁訳] 『誠実という悪徳: E. H. カー 1892-1982』(現代思潮新社, 2007年) 103頁。

115) H. Lauterpacht, "The legal aspect", *ibid.*, pp. 135-165.

イギリスにおける動態的国際秩序思考（1）

関係の状態を前提として法が機能するという理解が一般的であり、社会的諸関係の変動によって生じる動態的紛争については、国際法の適用によって解決するのではなく、国際法の変更によって解決する必要がある、と考えられていたのである。このような法の限界を強く意識する思考は、法の万能性を信奉する「リーガリズム」と対極にある。カーの『危機の二十年』は、リーガリズムが支配する国際法論・国際関係論に対する孤独な異議申し立てとしてではなく、むしろ、動態的紛争論や平和的変更論に表現されるような、戦間期国際法論に内在する反リーガリズムの思想傾向と共鳴しつつ、世に問われたのである。